

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○体罰・信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年7月31日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年6月17日、授業において、授業への取組みが不十分であった生徒1名の頭を教材の角で叩く、机の脚を蹴り当該生徒の足に当てる、髪をつかんで顔を自分の方に向けさせる、10分程度立ったまま授業を受けさせる体罰を行った。
また、髪をつかんで顔を自分の方に向けさせた際に、暴言を吐いた。

○自動車運転死傷処罰法該当（過失運転致傷） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年7月31日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、交差点を左折しようとしたところ、横断歩道上を横断する自転車等の有無及びその安全の確認が不十分なまま進行したことにより、自転車に乗って横断歩道を横断する被害者に気づくのが遅れ、急ブレーキを踏んだが衝突し、自転車とともに被害者を転倒させ、全治約1か月間の傷害を負わせる人身事故を起こした。